

札幌大学総合研究 第八号 (二〇一六年三月)

〈訳注〉

『封氏聞見記』 訳注 (三)

高瀬 奈津子・江川 式部

本稿は、前稿に引き続き、唐の封演が撰した『封氏聞見記』巻二の訳注である。巻二の篇目は、文字・典籍・石経・声韻の四篇であり、前稿では、そのうち典籍と石経の二篇の訳注を行った。本稿では、残りの文字と声韻の訳注を行う。

〔一〕『封氏聞見記』 卷二・文字

【原文】

黄帝史官倉頡、觀鳥獸之跡、以作文字。依類象形、故謂之文。形聲相益、則謂之字。著于竹帛。而文史凡九千字、所謂古文者也。古有六體、一曰指事、上下是也、二曰象形、日月是也、三曰形聲、江河是也、四曰會意、武信是也、五曰轉注、老考是也、六曰假借、令長是也。推此六體、文字大端可得而見矣。周禮保氏教國子以六書、即其事焉。至周宣王時、太史史籀更著大篆十五篇、與古文或異、然不外六書之指。大篆小篆、亦名籀書、與古文並行。春秋之時、孔子之書六經、皆古文也。

其後諸侯不統于王、車塗異軌、文字異制。秦氏既兼天下、丞相李斯乃奏同之、罷其不與秦文合者。斯又作倉頡篇、中車府令趙高作爰歷篇、太史令胡毋敬作博學篇、皆依傍大篆、或加省約、謂之小篆。于時獄官事繁、篆書不給、御史程邈有罪、繫雲陽獄中、變篆爲隸、以從簡易、

始皇善而用焉。故秦時書有八體、一曰大篆、史籀所作也、二曰小篆、李斯趙高胡毋敬所作也、大小二篆、皆簡策所用。三曰刻符、施於符傳。四曰摹印、亦曰繆篆、施於印璽。五曰蟲書、爲蟲鳥之形、施於幡信。六曰署書、門題所用。七曰殳書、銘於戈戟。八曰隸書、施於公府。皆因事出變而立名者也。善長注水經云、「臨淄人發古冢、得銅棺、前和外隱起爲隸字、言「齊太公六代孫胡公之棺」、惟三字是古、餘同今書、故知隸書非始于秦氏也。」按此書隸在春秋之前、但諸國或用或不用、程邈觀其省易有便於時、故脩改而獻、非創造也。

漢興、多因秦制、通行隸書、古文由是散逸。古者十年入小學者、計十七能諷書九千字、乃得爲史。又以六體試之郡太守、課最者以爲書史。平帝時、徵沛人爰禮等、說文字於未央庭中、黃門侍郎楊雄、采以作訓纂篇。并前倉頡等十四篇、五千三百四十字。王莽居攝、大司空甄豐等取四篇校定文字、頗改古文。別爲六體、一曰古文、孔子壁中書也、二曰奇字、古文之異者也、三曰篆書、即小篆也、四曰佐書、即隸書也、五曰繆書、所以摹印也、六曰鳥蟲、以書幡信也。後漢和帝時、始獲七千三百八十四字。安帝時許慎特加搜采、九千之文始備。著爲說文、凡五百四十部、皆從古爲證、備論字體、詳舉音訓、其鄙俗所傳、涉于妄者、皆許氏之所不取、故說文至今爲字學之宗。魏時有李登者、撰聲類十卷、凡一萬一千五百二十字、以五聲命字、不立諸部。晉有呂忱、更按羣典搜求異字、復撰字林七卷、亦五百四十部、凡一萬二千八百二十四字、諸部皆依說文、說文所無者、是忱所益。後魏楊承慶者、復撰字統二十卷、凡一萬三千七百三十四字、亦憑說文爲本、其論字體、時復有異。梁朝顧野王撰玉篇三十卷、凡一萬六千九百一十七字。此復有埤蒼、廣蒼、字指、字詁、字苑、字訓、文字志、字譜之類、互相祖述、名目漸多。

漢代又有草書。故自倉頡至于漢代、書凡五變、所謂古文、大篆、小篆、隸書、草書是也。南齊蕭子良撰古文之書五十二種、鵠頭、蚊脚、懸針、垂露、龍爪、仙人、芝英、倒薤、蛇書、蟲書、偃波、飛白之屬、皆狀其體勢而爲之名、雖義涉浮淺、亦書家之前流也。近代、小篆、八分、草書、行書等並見施用、餘多不行。

【訓読】

黃帝の史官倉頡、鳥獸の跡を觀て、以て文字を作る。類に依りて形を象り、故に之を文と謂う。形声相い益す、則ち之を字と謂う。竹帛に著す。(一) 文史凡そ九千字、所謂古文なる者なり。古に六体有り。一に曰く指事、上・下是れなり。二に曰く象形、日・月は

れなり。三に曰く形声、江・河是れなり。四に曰く会意、武・信是れなり。五に曰く転注、老・考是れなり。六に曰く假借、令・長是れなり。此の六体を推すに、文字は大端得て見るべし。周礼に保氏は国子に教うるに六書を以つてするは、即ち其の事なり。(二) 周宣王の時に至り、太史の史籀は更に大篆十五篇を著し、古文と或いは異なるも、然るに六書の指に外ならず。大篆・小篆も、亦た籀書と名づけ、古文と並行す。(三) 春秋の時、孔子の六経を書くに、皆古文なり。(四)

其の後諸侯は王に統べられず、車塗は軌を異にし、文字は制を異にす。(五) 秦氏は既に天下を兼ね、丞相の李斯は乃ち奏して之を同じくし、其の秦文と合せざる者を罷む。斯は又た倉頡篇を作り、中車府令の趙高は爰歴篇を作り、太史令の胡毋敬は博学篇を作る。皆大篆に依傍し、或いは省約を加え、之を小篆と謂う。(六) 時に于いて獄官の事繁なり、篆書給らず。御史の程邈は罪有り、雲陽獄中に繁がれ、篆を変え隸を為り、以て簡易に従う。始皇善しとして焉れを用う。(七) 故に秦の時の書に八体有り、一に曰く大篆、史籀の作る所なり。二に曰く小篆、李斯・趙高・胡毋敬の作る所なり。大小二篆、皆簡策の用いる所なり。三に曰く刻符、符伝に施す。四に曰く摹印、亦た曰く繆篆、印璽に施す。五に曰く虫書、鳥の形に爲り、幡信に施す。六に曰く署書、門題の用いる所なり。七に曰く爰書、戈戟に銘す。八に曰く隸書、公府に施す。(八) 皆事に因り変に出でて名を立つる者なり。善長は水経に注して云うに、「臨淄の人古冢を發し、銅棺を得て、前和の外隠起して隸字を為り、「齊の太公六代の孫胡公の棺」と言う。惟だ三字のみ是れ古、余は今この書と同じ、故に隸書の秦氏より始まるに非ざるを知る」と。(九) 此の書を按ずるに、隸は春秋の前に在り、但だ諸国或いは用い或いは用いず、程邈其の省易にして時に便有るを觀て、故に修改して献ず。創造に非ざるなり。

漢興り、多く秦制に因り、隸書を通行す。古文是れに由り散逸す。(一〇) 古者、十年小学に入る者、十七を計へて能く書九千字を諷すれば、乃ち史爲るを得。又た六体を以て之を郡太守に試み、課最なる者は以て書史と爲す。(一一) 平帝の時、沛人爰礼等を徴し、文字を未央庭中に説かしめ、黄門侍郎の楊雄、采りて以て訓纂篇を作る。前の倉頡等十四篇を并せて、五千三百四十字たり。(一二) 王莽居摂し、大司空甄豊等をして四篇を取り文字を校定せしめ、頗る古文を改む。別に六体を爲る。一に曰く古文、孔子壁中の書なり。二に曰く奇字、古文の異なる者なり。三に曰く篆書、即ち小篆なり。四に曰く佐書、即ち隸書なり。五に曰く繆書、摹印する所以なり。六に曰く鳥虫、以て幡信に書するなり。(一三) 後漢の和帝の時、始めて七千三百八十四字を獲。安帝の時許慎特に搜采を加え、

九千の文始めて備わり、著して説文を為る。凡そ五百四十部、皆な古従り証と為し、備さに字体を論じ、詳らかに音訓を挙げ、其の鄙俗の伝うる所の、妄に渉る者は、皆許氏の取らざる所なり。故に説文は今に至るまで字学の宗と為る。(一四) 魏の時に李登なる者有り、声類十卷を撰す。凡そ一万一千五百二十字、五声を以て字を命づけ、諸部を立てず。(一五) 晋に呂忱有り、群典を更按し異字を捜求し、復た字林七卷を撰し、亦た五百四十部、凡そ一万二千八百二十四字、諸部は皆説文に依り、説文無き所の者は、是れ忱の益す所なり。(一六) 後魏の楊承慶なる者、復た字統二十卷を撰し、凡そ一万三千七百三十四字、亦た説文に憑り本と為すも、其の字体を論ずるに、時に復た異なる有り。(一七) 梁朝の顧野王は玉篇三十卷を撰し、凡そ一万六千九百一十七字。(一八) 此れ復た埤蒼・広蒼・字指・字詁・字苑・字訓・文字志・字譜の類有り。(一九) 互いに相い祖述し、名目漸く多し。

漢代又た草書有り。(二〇) 故に倉頡自ら漢代に至るまで、書凡そ五変す。(二一) 所謂古文・大篆・小篆・隸書・草書是れなり。南齊の蕭子良は古文の書五十二種を撰す。鶴頭・蚊脚・懸針・垂露・龍爪・仙人・芝英・倒薤・蛇書・虫書・偃波・飛白の属、皆其の体勢を状りて之の名を為り、義は浮浅に涉ると雖も、亦た書家の前流なり。(二二) 近代は、小篆・八分・草書・行書等並びに施用せられ、余多く行はれず。

【註釈】

(一) 黄帝の史官倉頡、鳥獸の跡を……則ち之を字と謂う。竹帛に著す。黄帝は太古にあらわれた伝説上の帝王で、顓頊・帝嚳・帝堯・帝舜とともに五帝の一人に挙げられる。倉頡(あるいは蒼頡とも書く)は黄帝の史官、すなわち記録や文書の作成を担当したと伝えられる。この倉頡の造字について、後漢の許慎『説文解字』叙に(以下、『説文』叙と略称)、

黄帝之史倉頡、見鳥獸蹏迹之迹、知分理之可相別異也、初造書契。……倉頡之初作書、蓋依類象形、故謂之文。其後形声相益、即謂之字。字者、言孳乳而浸多也。著於竹帛、謂之書。

とあり、本文は『説文』叙の該当箇所を参照して書かれていると考えられる。とするならば、本文の「著于竹帛」の後に、「謂之書」が脱落していると思われる。学海類編本では、「著于竹帛」の次の「而文史」を「謂之書」としている。

(二) 古に六体有り。一は指事と曰い、……六書を以つてするは、即ち其の事なり。 本文では、「六体」とするが、一般には「六書」と称される。その他に晋・衛恒『四体書勢』や『隋書』経籍志・小学類は「六義」とする。「六書」は文字の構成をその成り立ちから六種に分類したものをいうが、以下に見るように、その名称や排列の順序にも多くの異同がある。まず、『漢書』芸文志第十・小学類（以下、『漢志』小学類と略称）には、

古者八歳入小学、故周官保氏掌养国子、教之六書、謂象形・象事・象意・象声・転注・假借、造字之本也。とあり、この六書について顔師古の注によれば、

象形、謂画成其物、隨体詰屈、日・月是也。象事、即指事也、謂視而可識、察而見意、上・下是也。象意、即会意也、謂比類合誼、以見指搃、武・信是也。象声、即形声、謂以事為名、取譬相成、江・河是也。転注、謂建類一首、同意相受、考・老是也。假借、謂本無其字、依声託事、令・長是也。文字之義、総歸六書、故曰立字之本也。

とし、象事は指事、象意は会意、象声は形声のことである。また、『説文』叙には、

周礼、八歳入小学、保氏教国子、先以六書。一曰指事。指事者、視而可識、察而見意、上下是也。二曰象形。象形者、画成其物、隨体詰屈、日・月是也。三曰形声。形声者、以事為名、取譬相成、江・河是也。四曰会意。会意者、比類合誼、以見指搃、武・信是也。五曰転注。転注者、建類一首、同意相受、考・老是也。六曰假借。假借者、本無其字、依声託事、令・長是也。

とする。さらに、『周礼』地官・保代の鄭衆注は「六書、象形・会意・転注・処事・假借・諧声也」とする。本文は許慎『説文』叙と名称・排列ともに合致するので、これを参照にしていることが分かる。

(三) 周宣王の時に至り、太史の史籀は……亦た籀書と名づけ、古文と並行す。 周宣王は、西周第一〇代の王（在位前八二七〜前七八二）のこと。『漢志』小学類には、

史籀篇者、周時史官教学童書也、與孔氏壁中古文異体。とあり、また『説文』叙には、

及宣王太史籀、著大篆十五篇、與古文或異。

とあるが、おそらく本文は、より直接的には次に挙げる衛恒『四体書勢』を下敷きにしたのではないかと思われる。すなわち、

昔周宣王時、史籀始著大篆十五篇、或與古同、或與古異、世謂之籀書者也。

とある。本文にある「大篆小篆、亦名籀書」の「小篆」は衍字である可能性が高い。

(四) 春秋の時、孔子の六経を書くに、皆古文なり。『説文』叙には、

至孔子書六経、左丘明述春秋伝、皆以古文、厥意可得而説。

とある。六経は、易・詩・書・礼・春秋・楽の六つの経書。ただし「楽」は亡んで伝わらない。

(五) 其の後諸侯は王を統べず、車塗は軌を異にし、文字は制を異にす。『説文』叙に、

其後諸侯力政、不統於王、惡礼樂之害已、而皆去其典籍。分為七国、田疇異畝、車塗異軌、律令異法、衣冠異制、言語異声、文字異形。

とある。

(六) 秦氏は既に天下を兼ね、丞相の李斯は……或いは省約を加え、之を小篆と謂う。前二二二年、秦は六国を滅ぼして天下を統

一した。李斯(？)前二〇八)、字は通古、楚の上蔡の人。かつて荀子から帝王の術を学び、秦に入って呂不韋の食客となり、のちに秦王政(のちの始皇帝)に仕えた。秦の統一後、郡県制、文字・度量衡の統一などの政策を進言した。『史記』卷八七に列伝あり。趙高(？)前二〇七)は、秦の宦官。戦国時代の趙王の遠戚に当たるといわれる。始皇帝の末子の胡亥の世話をしていたため、前二〇九年始皇帝が亡くなると、丞相の李斯とともに長子の扶蘇をしりぞけ、胡亥を二世皇帝に立てた。その後、李斯を殺して丞相となる。ついで胡亥も自殺に追いやったが、次に擁立した子嬰に殺害された。胡毋敬については未詳。唐の張懷瓘『書断』卷中によれば、もと櫟陽の獄吏で、のちに太史令となった。広く古今の文字について識見があったという。『説文』叙に、

秦始皇帝初兼天下、丞相李斯乃奏同之、罷其不與秦文合者。斯作倉頡篇、中車府令趙高作爰歷篇、太史令胡毋敬作博学篇。皆

取史籀大篆、或頗省改、所謂小篆者也。

とあり、本文はこれをもとに書かれている。

(七) 時に于いて獄官の事繁く、篆書給ら^たず。……始皇善しとして焉れを用う。始皇帝(在位前二四七〜前二〇〇)、すなわち秦王

嬴政は、趙の都邯鄲で生まれ、父の莊襄王が亡くなると秦王となった。前半の二十六年は秦王として、後半の十二年は中国史上最初の皇帝として君臨した。『漢志』小学類には、

是時始造隸書矣、起於官獄多事、苟趨省易、施之於徒隸也。

とあり、隸書の作者については述べていない。『説文』叙は、新の六書に「三日篆書、秦始皇帝、使下杜人程邈所作也」とするが、段玉裁『説文解字注』卷十五上は、次の「四日左書、即秦隸書」の下に来るべきであるとする。程邈について比較的詳しい記述があるのは、例えば衛恒『四体書勢』に、

或曰、下土人程邈為衙獄吏、得罪始皇、幽繫雲陽十年、從獄中作大篆、少者增益、多者損減、方者使員、員者使方、奏之始皇。始皇善之、出以為御史、使定書。或曰、邈所定乃隸字也。

とする。

(八) 故に秦の時の書に八体有り、一は大篆と……八は隸書と曰い、公府に施す。 秦の八体については、『説文』叙に、

是時秦燒滅經書、滌除旧典、大發隸卒、興役戍、官獄職務繁。初有隸書、以趣約易、而古文由此絶矣。自爾秦書有八体。一曰大篆、

二曰小篆、三日刻符、四曰虫書、五日摹印、六曰署書、七日殳書、八曰隸書。

とある。また、『初学記』卷二一・文部・文字に

秦焚燒先典、乃廢古文。更用八体。一曰大篆、周宣王史籀所作也。二曰小篆、始皇時李斯・趙高・胡毋敬所作也。大小篆並簡冊所用也。

三日刻符、施於符伝也。四曰摹印。亦曰繆篆。施於印璽也。五日虫書。為虫鳥之形、施於幡信也。六曰署書。門題所用也。七日殳書。銘於戈戟也。八曰隸書。始皇時程邈所定、以行公府也。

とあり、本文はむしろ『初学記』によって書かれたのであろう。「刻符」は、割り符や印章に刻まれる書体をいう。「摹印」はまた「繆篆」ともいい、印章に施される書体をいう。「虫書」は、旗や節に書くための書体で、虫や鳥の姿にかたどった所からその名がつけられた。また「鳥虫書」ともいう。「署書」は書名や題額に用いられた書体。「殳書」は、^{つんげし}殳などの武器に記された書体。

(九) 善長は水経に注して云うに、「臨淄の……始まるに非ざるを知る」と。 善長とは、地理書の『水経注』の著者である酈道元の字。

酈道元（？～五二七）は、范陽涿の人。北魏の東荊州刺史・河南尹・御史中尉などを歴任。のちに雍州刺史の蕭宝寅に殺害された。『魏書』巻八九・『北史』巻二七に列伝がある。『水経注』は四〇巻、もと三世紀頃に記されたとみられる『水経』という書があり、六世紀の初めに酈道元がこれに詳細な注をつけてできあがったものである。該当する文は、『水経注』巻一六・穀水篇に、

孫暢之嘗見青州刺史傅弘仁說、臨淄人發古冢、得銅棺、前和外隱起為隸字、言「齊太公六代孫胡公之棺也」、惟三字是古、余同今書、証知隸書自出古、非始于秦。

とあり、本文とは文字の異同がある。

(一〇) 漢興り、多く秦制に因り、隸書を通行す。古文是れに由り散逸す。 衛恒『四体書勢』に、

秦既用篆、秦事繁多、篆字難成、即令隸人佐書、曰隸字。漢因行之、独符・印璽・幡信・題書用篆。

とある。ただ本文では、漢が秦の制度を受け継いで隸書を用いた事から、「古文是れに由り散逸す」とするが、『説文』叙をはじめ多くは、秦では裁判の事務が煩雑となり、より実用的な隸書が事務処理に使われたことを理由に挙げる。前掲注（八）の『説文』叙を参照。

(一一) 古者十年小学に入る者、十七……課最なる者以て書史と為す。 『漢志』小学類に、

古者八歳入小学、故周官保氏掌養国子、教之六書、…漢興、蕭何草律、亦著其法、曰「太史試学童、能諷書九千字以上、乃得為史。又以六体試之、課最者以為尚書御史書令史。吏民上書、字或不正、輒劾。」

とし、『説文』叙にも、

周礼八歳入小学、…漢興…尉律、学童十七已上始試。諷籀書九千字、乃得為史。又以八体試之、郡移太史并課最者以為尚書史書、或不正輒劾之。今雖有尉律不課、小学不修、莫達其說久矣。

とあり、本文がこれらを参照して書かれたものと思われる。ただ、いずれも「古者十年入小学者」という本文の記述とは異なっている。(一二) 平帝の時、沛人爰礼等を徴して文字を……五千三百四十字たり。 平帝は前漢第一三代平帝劉箕子（在位前1～後5年）のこと。

王莽に毒殺されたという。爰礼については未詳。楊雄（前五三～後一八）、字は子雲、蜀郡成都の人。前漢末の学者で、『法言』『方言』などの著作がある。また揚雄とも書く。この本文も、『説文』叙に、

孝宣皇帝時、召通倉頡讀者、張敞受之。涼州刺史杜業、沛人爰礼、講学大夫秦近、亦能言之。孝平時徵礼等百余人、令說文字、未央廷中、以礼為小学元士。黃門侍郎揚雄采以作訓纂篇。凡倉頡已下十四篇、凡五千三百四十字、群書所載略存之矣。

とあるのを下敷きしている。揚雄の『訓纂篇』については、『漢志』小学類には、

漢興、閭里書師、合倉頡・爰歷・博学三篇、断六十字以為一章、凡五十五章、并為倉頡篇。……揚雄……作訓纂篇、順統倉頡。又易倉頡中重複之字。凡八十九章。

と記す。秦代に作成された李斯の『倉頡篇』、趙高の『爰歷篇』と胡毋敬の『博学篇』は、漢になると『倉頡篇』として合編、改章された。前掲の『説文』叙からも明らかのように、揚雄が作成した『訓纂篇』はこの『倉頡篇』の統編としての性格を持つ。そのことは、『訓纂篇』の章立てや字数からもうかがえる。すなわち、段玉裁『説文解字注』卷一五上「凡倉頡已下十四篇、凡五千三百四十字、群書所載略存之矣」の注に詳述しているように、前掲した『漢志』小学類や『説文』叙にある「凡八十九章」「凡五千三百四十字」は『倉頡篇』と『訓纂篇』とを合した数値であり、前掲『漢志』小学類にある『倉頡篇』の章数「五十五章」と、一章六十字であることから算出される総字数三千三百字を差し引くと、『訓纂篇』の章数と総字数が三十四章、二千四十字とされる。さらに、ここから『訓纂篇』の一章当たりの字数を計算すると、一章六十字となり、『倉頡篇』の体裁と合致する。福田哲之著『説文解字』以前に於ける漢代小学書の諸相」（『集刊東洋学』六三、一九九〇年）を参照。

(二三) 王莽居摂し、大司空甄豊等四篇を取り……曰い、以て幡信に書くなり。王莽（前四五〜後二三）は、外戚として漢室と結びつきながら、幼い平帝の時に実権を握り、安漢公から仮皇帝をへて、禅讓形式で皇帝となった。「居摂」は、天子に代わって政務を執り行うこと。または、前漢最後の皇帝孺子嬰の時、王莽が仮皇帝となった時の年号（後六〜八年）。甄豊（？〜後一〇）、字は長伯、荊州南陽郡の人。王莽の腹心。この部分も、『説文』叙の次の部分、すなわち

及亡新居摂、使大司空甄豊等校文書之部、自以為心制作、頗改定古文。時有六書。一曰古文、孔子壁中書也。二曰奇字、即古文而異者也。三曰篆書、即小篆、秦始皇帝使下杜人程邈所作也。四曰佐書、即秦隸書。五曰繆篆、所以摹印也。六曰鳥蟲書、所以書幡信也。とあるのにもとづく。

(二四) 安帝の時許慎特に搜采を加え、九千……今に至るまで字学の宗と為る。許慎(五八?～一四九?)、字は叔重、汝南召陵の人。後漢の太尉、南閣祭酒に至る。『後漢書』列伝六九下・儒林伝下に列伝がある。許慎の『説文』については、衛恒『四体書勢』に、
 及許慎撰説文、用篆書為正、以為体例、最可得而論也。
 とあり、北魏の江式の論書表(『魏書』卷九一所収)に、

…(賈) 達即汝南許慎古文学之師也。後慎嗟時人之好奇、歎儒俗之穿鑿、惋文毀於訾、痛字敗於訾、更詭任情、變亂於世、故撰説文解字十五篇、首一終亥、各有部属、包括六芸群書之詁、評釈百氏諸子之訓、天地・山川・草木・鳥獸・昆蟲・雜物・奇怪珍異・王制礼儀・世間人事莫不畢載。可謂類聚群分、雜而不越、文質彬彬、最可得而論也。

とする。また、張懷瓘『書斷』卷下には、

許慎……作『説文解字』十四篇、万五百余字。疾篤、令子衝詣闕上之。

とある。病床にあつた許慎に代わつて、子の許の許沖が『説文解字』十四篇を安帝に奉つたのは、建光元年(二二二)九月であるが、書そのものは、和帝の永元一二年(一〇〇)に完成した。

また、『説文』叙によると、親字は九千三百五十三字、その重文つまり異体字が一千百六十三字、解説の合計字数が十三万三千四百四十一字よりなるという。本文の「九千之文始備」とは親字を指して言うのであろう。ちなみに、段玉裁『説文解字注』卷一五下「解説凡十三万三千四百四十字」の注によると、今本のテキストである北宋・徐鉉等校訂『説文解字』十五卷は、親字が九千四百三十一字で七十八字の増、重文が一千二百七十九字で百十六字の増、合計字数は十二万二千六百九十九字で一万七百四十二字の減である。

(二五) 魏の時に李登なる者有り、声類十卷……以て字を命づけ、諸部を立てず。李登については未詳。『隋書』経籍志・小学類には「声類十卷」が著録され、「魏左校令李登撰」と記す。『声類』は散佚して現存しないが、その構成を知るには本文と次に引用する江式の論書表がその手掛かりとなる。

(呂) 忱弟静別放故左校令李登声類之法、作韻集五卷、宮商角徵羽各為一篇、而文字與兄便是魯衛、音読楚・夏、時有不同。

「五声」とは宮・商・角・徵・羽で、もともとは秦漢六朝以前の古楽の述語であり、五つの音階を代表していたが、本文のいう「五声」と「諸部」がそれぞれ何を指すかについては、諸説さまざまな意見がある。

(一六) 晋に呂忱有り、群典を更按し、……無き所の者は、是れ忱の益す所なり。 呂忱は、字が伯雍、任城の人。後掲する江式の上表によると、呂忱について「義陽王の典祠令」とあることから、岡井慎吾氏は、義陽王が安平献王の子である義陽王司馬望とすれば、

太始元年(二六五)に王となり、同七年に没した人であるから、呂忱は太始年間(二六五～二七四)の人であろうと推測する。岡井慎吾著『玉篇の研究』(東洋文庫、一九三三年)を参照。

『字林』もまた散佚して現存しない。江式の論書表では、

晋世、義陽王典祠令任城呂忱表上字林六卷、尋其況趣、付託許慎説文、而案偶章句、隱別古籀奇惑之字、文得正隸、不差篆意也。

とし、本文の「復撰字林七卷」と巻数が異なっているが、『隋書』経籍志・小学類には「字林七卷 晋故令呂忱撰」と著録し、こちらは本文と巻数が一致する。また、『書断』巻下には、

晋呂忱、字伯雍、博識文字、撰字林五篇、万二千八百余字。字林則説文之流。小篆之工、亦叔重之亜也。

とあり、本文と巻数が異なっているものの、収録する字数はほぼ一致する。

(一七) 後魏の楊承慶なる者、復た字統……字体を論ずるに、時に復た異なる有り。 陽承慶は、北平無終の人。北魏の太学博士となる。

『魏書』巻七二・陽尼伝に、

陽尼、字景文、北平無終人。…有書数千卷。所造字积数十篇、未就而卒、其從孫太学博士承慶遂撰為字統二十卷、行於世。

とあり、姓が本文は「楊」であるが、『魏書』と『北史』巻四七では、どちらも「陽」に作る。『隋書』経籍志・小学類には「字統二十一卷 楊承慶撰」とあり、巻数は異なるが、姓は本文と同じ。

(一八) 梁朝の顧野王玉篇三十卷を撰し、凡そ一万六千九百一十七字。 顧野王(五一九～五八二)は、字が希馮、呉郡呉の人。梁

の武帝の大同四年(五三三)に十九歳で太学博士となり、陳で黄門侍郎に至った。歴史書や天文、地誌などの著述も多い。『陳書』巻三〇と『南史』巻六九に立伝されている。顧野王が玉篇を完成させたのは梁の大同九年(五四三)、二十四歳の時とされており、したがっ

て本文では「梁朝顧野王」としている。『陳書』の本伝は「其所撰著玉篇三十卷、…」とし、本文と巻数が一致するが、『隋書』経籍志・小学類には「玉篇三十一卷」と著録されている。

(一九) 此れ復た埤蒼・広蒼・字指・字詁・字苑・字訓・文字志・字譜の類有り。 「埤蒼」と「字詁」はいずれも魏の張揖撰の『埤蒼』三巻と『古今字詁』三巻のこと。江式の論書表に、

魏初博士清河張揖著埤蒼・広雅・古今字詁、究諸埤・広、綴拾遺漏、増長事類、抑亦於文為益者。然其字詁、方之許慎篇、古今体用、或得或失矣。

とある。「広蒼」は、樊恭撰『広蒼』一巻のこと。「字指」は、晋の朝議大夫李彤撰『字指』二巻のこと。「字訓」は、殷仲堪撰『常用字訓』一巻のこと。「字譜」は撰者未詳『文字譜』一巻のことか? 「文字志」は不明。撰者名と署名は『隋書』経籍志・小学類を参照。

(二〇) 漢代又た草書有り。 『説文』叙は、

漢興有草書。

とし、衛恒『四体書勢』にも、

漢興而有草書、不知作者姓名。

とある。

(二一) 故に倉頡自り漢代に至るまで、書凡そ五変す。

『隋書』経籍志・小学類

然自蒼頡訖于漢初、書経五変。一曰古文、即蒼頡所作。二曰大篆、周宣王時史籀所作。三曰小篆、秦時李斯所作。四曰隸書、程邈所作。五曰草書、漢初作。

(二二) 南斉の蕭子良は古文の書五十二種……涉ると雖も、亦た書家の前流なり。

蕭子良(四六〇～四九四)は、字が雲英、南朝

の斉の武帝の第二子で、武帝が即位すると、竟陵王に封ぜられた。仏教を篤信し、文人としても活躍し、永明年間(四八三～四九三)に司徒・尚書令に任ぜられると、文人らを鷄籠山の西邸に集め、中でも著名な蕭衍・沈約ら八人は「竟陵八友」と称せられた。『初学記』卷二一・文部・文字に、

蕭子良『古今篆隸文体』、有葉書・楷書・蓬書・懸針書・垂露書・飛白書・填書・奠書・鳥書・虎爪書・偃波書・鶴頭書・象形篆・尚方篆・鳳鳥書・科斗虫書・龍虎書・仙人書・芝英書・十二時書・倒薤書・龜書・麒麟書・金錯書・蚊脚書、凡數十種、皆出於六義八体之書、而因事生變者也。

とあり、本文もこの『古今篆隸文体』を参照したと思われる。『隋書』經籍志・小学類に『古今篆隸文体』一卷が著録されているが、撰者を「蕭子政」と注している。

【現代語訳】

黄帝の史官の倉頡は、鳥獸の足跡を見て文字を作り、事物を類別しその形状をかたどってできたので、これを「文」といった。形と音とで増加してできたものを「字」という。竹や帛に書いた（ものを書という）。すなわち文史は（文字のあやまりか？）あわせて九千字あり、これがいわゆる古文である。昔は六体あった。第一は指事といい、「上」や「下」がこれである。第二は象形といい、「日」や「月」がこれである。第三は形声といい、「江」や「河」がこれにあたる。第四は会意といい、「武」や「信」がこれである。第五は転注といい、「老」「考」がこれである。第六は仮借といい、「令」「長」がこれにあたる。この六体から考えると、文字の主要な構成を理解することができるだろう。『周礼』地官に保氏が公卿・大夫の子弟に六書から教えたところのは、そのためである。周の宣王（在位前八二七〜前七八二）の時にあって、太史の史籒は『大篆』十五篇を著したが、その文字は古文と字体が異なるものもあるが、それでも六書の原理は同じであった。当時の人々は大篆（小篆は衍字）も籒書と名付け、古文と共に使用した。春秋の時代になると、孔子は六経を著したが、すべて古文を用いた。

その後、諸侯は周の王に統治されず、車道は車の幅を異にし、文字は書体を異にした。秦が天下を統一すると、宰相の李斯がこれを同じくしようと奏上し、秦のものに合わないものを廃止した。李斯はまた『倉頡篇』を作り、中車府令の趙高は『爰歷篇』を作り、太史令の胡毋敬は『博学篇』を作った。これらは皆、（史籒の）大篆から取り、或るものはそれを省略改定したものである。これを小篆という。この時、裁判の事務が繁雑になり、篆書は実用に耐えられなくなった。御史の程邈は罪を犯し、雲陽の獄中に入れられ、（獄

中で) 小篆を改良して隸書を造り、簡略化を図った。始皇帝はこれに気が入って使うようになった。こうして、秦の書には八種類の書体があった。その第一は大篆であり、史籀が作ったものである。第二は小篆であり、李斯・趙高・胡毋敬が作ったものである。大篆と小篆はどちらも木簡や竹簡など公的な記録文書に用いられた。第三は刻符であり、割り符に用いられる。第四は摹印といい、また繆篆ともいい、印章に用いられる。第五は虫書といい、虫や鳥の形に作り、旗に用いられる。第六は署書といい、題額に用いられる。第七は爰書といい、武器に刻する。第八は隸書といい、役所で用いられる。皆用途に応じて形を変えて名前が作られたのであった。酈善長は水経に注釈して次のように記す。「臨淄の人が古塚を発掘して銅棺を得たが、前和の外に隸字が凹ませて彫ってあり、「齊太公六代孫胡公之棺」という。ただ三字は古文であるが、余は今の書と同じであると。したがって隸書は秦に始まったものではないことがわかる」と。この記述から考えるに、隸書は春秋以前に存在し、ただ諸国にはこれを用いる国とそうでない国があつて、程邈はそれが簡便で実用的であるのを見て、それを改良して献上したのであろう。創造したものではない。

漢が建てられると、多く秦の制度を継承し、文字も隸書を使用した。そのため、古文は散逸してしまった。昔は、十歳で小学に入つた者は、十七歳になつて九千字以上を暗誦・書写できれば、書記となることができた。さらに六体(あるいは八体か?) について郡太守が試験をし、その成績優秀者は尚書史となることができた。平帝(在位前一〜後五年)の時に、沛人の爰礼らを召して、文字について未央宮の庭中で説かせ、黄門侍郎の楊雄は、それらを取つて『訓纂篇』を作り、『倉頡篇』など十四篇と合わせて、五千三百四十字を収録した。王莽が摂政となると、大司空の甄豊らに四篇から文字を校定させ、かなり古文を改定した。また別に「六体」を造つた。第一は古文といい、孔子の旧宅の壁の中から発見された書である。第二は奇字といい、これは古文とは書体が異なっている。第三は篆書といい、小篆のことである。第四は佐書といい、隸書のことである。第五は繆書といい、印に彫るためのものである。第六は鳥虫といい、旗や節に書くためのものである。後漢の和帝(在位八八〜一〇五年)の時に、初めて七千三百八十四字を収録した。安帝(在位一〇六〜一二五年)の時、許慎はさらに探し集めて、九千字が始めて備わり、『説文』を著した。すべてを五百四十部に分け、古文を分析して拠るところとし、つぶさに字体を論じ、音訓を詳しく挙げ、俗学者や田舎者が伝えたもので誤りであるものは、いずれも許慎は採用しなかつた。そのため、『説文』は今に至るまで文字学の根本となつた。魏の時に李登という者がおり、『声類』十巻を撰述した。

すべて一万一千五百二十字を収録し、五声によって字を分け、諸部を立てなかった。西晋の呂忱は、文献を調べて異体字を探し求め、『字林』七巻を著し、部首を五百四十、合計一万二千八百二十四字、部首の分類配列は『説文』により、『説文』に無いものは呂忱によって増えたものである。北魏の陽承慶もまた、『字統』を撰述し、合計一万三千七百三十四字を収録し、その分類配列は『説文』に基づいて作られているが、字体については『説文』と異なるものもある。梁の顧野王は『玉篇』三十巻を撰述し、合計一万六千九百七十七字を収録する。そのほかに、『埤蒼』・『広蒼』・『字指』・『字詁』・『字苑』・『字訓』・『文字志』・『字譜』などの書がある。それぞれ先人の方法を継承して論じ、書物の数も増えていった。

漢代にはまた草書が作られた。かくて、倉頡から漢代に至るまで、字体は五たび変化した。すなわち、古文・大篆・小篆・隸書・草書である。南朝の齊の蕭子良は古文の書体の五十二種について著述した。鶴頭・蚊脚・懸針、垂露・龍爪・仙人・芝英・倒薤・蛇書・虫書・偃波・飛白などの類は、すべてその書体の姿をかたどって名前とし、その名前の意味は浅はかであるけれども、書家のさきがけでもある。このごろでは、小篆・八分書・草書・行書などが使用されているが、その他の書体はほとんど使われていない。

(高瀬 奈津子)

〔二〕『封氏聞見記』 卷二・声韻

【原文】

周顒好爲體語。因此切字皆有紐。紐有平上去入之異。永明中、沈約文詞精拔、盛解音律、遂撰四聲譜。文章八病、有平頭・上尾・蜂腰・鶴膝。以爲自靈均以來、此秘未覩。時王融・劉繪・范雲之徒、皆稱才子、慕而扇之。由是遠近文學、轉相祖述、而聲韻之道大行。以古之爲詩、取其宣道情致、激揚政化、但含徵韻商、意非切急、故能包含元氣、骨體大全、詩騷以降是也。自聲病之興、動有拘制、文章之體格壞矣。隋朝陸法言與顏魏諸公定南北音、撰爲切韻、凡一萬二千一百五十八字、以爲文楷式。而先仙剛山之類分爲別韻、屬文之士共苦其苛細。國初、許敬宗等詳議、以其韻窄、奏合而用之。法言所謂「欲廣文路、自可清濁皆通」者也。爾後有孫愐之徒、更以字書中閑字釀於切韻、殊不知爲文之匪要、是陸之略也。天寶末、平原太守顏真卿撰韻海鏡源二百卷。未畢屬蕃寇憑陵、拔身濟河、遺失五十餘卷。廣德中爲湖州刺史、重加補葺、更于正經之外、加入子史釋道諸書、撰成三百六十卷。其書于陸法言切韻外、增出一萬四千七百六十一字。先起說文爲篆字、次作今文隸字、仍具別體爲證、然後注以諸家字書。解釋既畢、徵九經兩字以上、取其句末字編入本韻。爰及諸書、皆倣此。自有聲韻以來、其撰述該備、未有如顏公此書也。大曆二年、入爲刑部尚書、詣銀臺門進上之。奉勅宣付秘閣、賜絹五百疋。

【訓読】

周顒好みて体語を爲る(一)。此に因りて字を切すに皆な紐有り(二)。紐には平・上・去・入の異有り(三)。永明中、沈約文詞精拔にして、盛く音律を解き、遂に『四声譜』を撰す(四)。文章の八病に、平頭・上尾・蜂腰・鶴膝有り(五)。以爲らく靈均自り以來、此の秘は未だ覩ず(六)。時に王融・劉繪・范雲の徒(七)、皆な才子を称し、慕いて之を扇ぐ(八)。是れ由り遠近の文学、転た相い祖述し、声韻の道は大に行はる(九)。古の詩を爲るに、其の情致を宣道し、政化を激揚するを取り(一〇)、但だ微を含み商を韻するは、意は切急に非ざるを以て(一一)、故に能く元氣を包含し、骨体大いに全く(一二)、『詩』・『騷』以降は是れなり(一三)。声病の興りたる自り、動もすれば拘制有り、文章の体格は壞る(一四)。隋朝の陸法言、顔・魏ら諸公と南北の音を定め、撰して『切韻』を爲る、

凡そ一万二千一百五十八字(二五)、以て文の楷式と為す(二六)。而るに先・仙、刪・山の類は分けて別韻と為し(二七)、属文の士は共に其の苛細に苦む(二八)。国の初め、許敬宗等詳議し、其の韻の窄せまきを以て、合せて之を用いんことを奏す(二九)。法言謂う所の「文路を広げんと欲すれば、自ら清濁皆な通ず可き」者なり(三〇)。爾後、孫愐の徒有り、更も字書中の閑字を以て切韻に釀し、殊に文を為るの匪要を知らず、是れ陸の略なり(三一)。天宝の末、平原太守の顔真卿、『韻海鏡源』二百卷を撰す(三二)。未だ畢らずして、属ま蕃寇憑陵し(三三)。身を抜きて河を濟り、五十余卷を遺失す(三四)。広徳中、湖州刺史と為り(三五)、重ねて補苴を加へ、更に正經の外において、加へて子・史・釈・道の諸書を入れ、撰して三百六十卷と成す(三六)。其の書は陸法言の『切韻』より外、増して一万四千七百六十一字を出す(三七)。先に『説文』起り篆字を為り、次で今文の隸字を作り、仍お別体を具えて証と為し、然る後に、注するに諸家の字書を以てす(三八)。解釈既に畢らば、九經の両字以上を徵め、其の句末の字を取りて本韻に編入す(二九)。爰ひまて諸書に及ぶは、皆な此に倣う。声韻有りて自り以来、其の撰述の該ね備ること、未だ顔公の此の書の如きは有らざるなり(三〇)。大曆二年(七六七)、入りて刑部尚書と為り、銀台門に詣りて之を進上す(三一)。勅宣を奉りて秘閣に付し、絹五百疋を賜る(三二)。

【註釈】

(一) 周顥好みて体語を為る 周顥(生没年不詳)は南朝齊の汝南安城(現在の河南省駐馬店市汝南県の東南)の人で、字は彦倫。宋のときに益州刺史の蕭惠開に従い、蜀に赴いて府主簿となり、のち剡県令を務めた。齊に入り国士博士兼著作となり、起居中を撰した。ひろく百家の書物を渉獵し、仏經にも通じていたといわれる。また書法・音韻に詳しく、『三宗論』や『四声切韻』の著作があったとされるがいずれも已佚。「体語」は反切法(後掲註(二)参照)を用いて作る陰語で、筆を「不律」としたり、椎を「終葵」としたりするのをいう。呉俗ではこれを「市語」といった。

(二) 字を切かえずに皆な紐有り 「切」とは、中国の魏晉時代から始まった、漢字の発音を表示する方法。ある漢字の発音を、別の漢字二字の、上の字(切字または反切上字という)のはじめの子音(声母)と、下の字(韻字または反切下字という)の韻(韻母)とを組み合わせ示す。例えば、「復、扶又翻(復は、扶・又かえの翻)」とある場合、これを現代音を借りて説明すると、復の発音は、扶の音

fuの声母fと、又の韻母youのuとを合わせてfuとなる。実際には、さらにこの音の高低すなわち声調（扶の場合は平声、現代の声調では第二声。後掲註（三）参照）が加わって、ひとつの音が形成される。唐代以前はこうした韻の説明書きを多く反と称し、宋代以後は切または先出のように翻とといったことから、反切法と呼ばれる。「紐」は声母のこと。

漢字音に関する概説は、藤堂明保・近藤光男『中国古典の読みかた』（江南書院、一九五六年六月）第七章「日本に伝わった漢字音」三五四～三七〇頁、小川環樹・西田太一郎『漢文入門』（岩波全書、岩波書店、一九五七年）第四部第三章「字音」三六七～三七二頁、戸川芳郎監修・佐藤進・濱藤雄編『全訳漢字海』（三省堂、二〇一一年二月第三版、初版は二〇〇〇年）「漢字音について」一六五八～一六六三頁（一六六三頁に声母及び韻母表を付してあり便利）を参照。

（三）**紐に平・上去・入の異有り** 漢字の音（韻）の四種類の声調のこと。それぞれ平声・上声・去声・入声といい、現代の普通話では、平声を陽・陰の二種類に分け、これがそれぞれ第一声と第二声にあたり、上声は第三声、去声は第四声にあたる。入声は現代の普通話には存在しないが、方言の一部に残っているといわれ、また日本では入（ニフ）・筆（ヒツ）・薬（ヤク）・日（ニチ・ジツ）・的（テキ）のように、音をかな表記した際の第二字以下に、フ・ク・ツ・チ・キのいずれかがつく（前掲註（三）『漢文入門』三七二頁参照）ため判断しやすい。

なお、底本原文には「紐有平・上・去・入之異」とするが、この「紐」字は、天一閣藏明抄本や莫邱亭藏旧抄本（明抄本）にはなく、声調は紐（声母）ではなく韻（韻母）に由ることから、衍字ではないかと考えられる。

（四）**永明中、沈約文詞精抜にして、盛く音律を解き、遂に『四声譜』を撰す** 「永明」は南朝・斉の武帝期の元号で、四八三～四九三年。沈約（四四一～五一三）は、南朝・梁の呉興武康（現在の浙江省湖州市德清県の西）の人で、字は休文。ひろく群籍に通じ、齊では東宮書記となつて四部の図書を校勘し、梁では尚書令となり太子少傅を領した。彼が撰した多くの詩賦は、明代の輯本『沈隱侯集』に収められており、「永明体」の代表とされている。「文詞」は文章・詩文のこと、「精抜」はすぐれて抜きん出ているようす。「音律」は音の調子。『四声譜』は、『隋書』卷三二・経籍志・小学に「四声」一卷 梁太子少傅沈約撰」とあるほか、『梁書』卷一三・沈約伝に「又撰四声譜、以為在昔詞人、累千載而不寤、而独得胸衿、窮其妙旨、自謂入神之作」とある。已逸。

(五) 文章の八病に、平頭・上尾・蜂腰・鶴膝有り 「八病」は詩を作るときに注意しなければならない八つの禁忌で、齊梁の間に沈約らにより提唱された。「平頭」は、第一字と第六字、第二字と第七字が同音であること。「上尾」は第五字と第十字が同音であること。「蜂腰」は第二字と第四字が同音であること。「鶴膝」は第五字と第十五字が同音であること。このほかに大韻・小韻・傍紐・正紐があり、あわせて八病という。これらはすべて五言詩について述べられるものである。

(六) 以為らく靈均自り以来、此の秘は未だ観ず 「靈均」は屈原の字。屈原(前三三九〜前二七八頃)は、戦国・楚の国の王族で詩人。名は平、字は原であるが、また名を正則、字を靈均と自称した。王の側近として活躍したが、のちに讒言を受けて失脚、楚が秦に滅ぼされた際に、汨羅江に身を投げて自殺した。自伝的な叙事詩「離騷」を著したほか、楚の歌謡をもととした楚辞文学を集大成した。著作としては、漢の劉向が編纂した『楚辞』が伝わっている。「此秘」とは先出の「八病」のような作詩の禁忌をさす。

(七) 時に王融・劉繪・范雲の徒 王融(四六七〜四九三)は、南朝・齊の文人で、字は元長、琅邪臨沂(現在の山東省臨沂市)の人である。のちに竟陵王蕭子良の幕友となったが、武帝の死後、子良を立てようとして失敗し獄死した。劉繪(生没年不詳)も齊の文人で、字は士章、彭城(現在の江蘇省徐州市)の人である。范雲(四五二〜五〇三)は齊・梁にかけて活躍した文人で、字は彦龍。王融や沈約と同じく、竟陵王蕭子良のもとに集まっていたいわゆる「竟陵八友(西邸八友)」の一人。

(八) 皆な才子を称し、慕いて之を扇ぐ 「才子」は、詩文の才の優れた人。「扇」とは伝え広めること。王融・劉繪・范雲らは詩文の才能を自負し、沈約の『四声譜』を重んじて伝えたのだろう。

(九) 遠近の文学、転た相い祖述し、声韻の道は大に行はる 「転」は、しだいに、次々にの意。「祖述」は先人のやり方を手本として受け継ぐこと。「声韻」は音韻のことで、漢字の発音の総称。

(一〇) 其の情致を宣道し、政化を激揚するを取り 「宣道」は「宣導」で、通じ導く、疎通する、の意。天一閣本と莫邱亭藏本には「宣」字が無く、また「道」は学海本では「導」とする。「情致」の致は趣、しみじみとしたおもむき。「激揚」は物事を積極的に後押しして広めること。「政化」は、国を治め民を導くこと、すなわち政治と教化。情趣を通わせ、ひろく教化をすすめること。

(一一) 但だ微を含み商を韻するは、意は切急に非ざるを以て 「徵」「商」はいずれも五音(五声ともいう。宮・商・角・徵・羽、

の五つの音)のひとつ。「切急」はさしせまる。韻にのみこだわることは、さして重要ではないとの意。

(二二) 能く元気を包含し、骨体大いに全く 「元氣」はもともととの精神。「骨体」はほねとからだ、文章の心と詞。

(二三) 『詩』・『騷』以降は是れなり 『詩』は『詩経』、商・春秋時代までの三十一編の詩が収められている。『騷』は戦国時代・楚の文人であった屈原の『離騷』。屈原については、前掲註(六)参照。

(二四) 声病の興りたる自り、動もすれば拘制有り、文章の体格は壊る 「声病」は作詩の際の、声韻に関する禁忌をいう。前掲註(五)の「八病」を参照。「拘制」は、とらえて自由にさせないこと。「体格」は詩の体裁や形式。

(二五) 隋朝の陸法言、顔・魏ら諸公と南北の音を定め、撰して『切韻』を為る、凡そ一万二千二百五十八字 陸法言(五六二?)は隋の学者で、魏郡臨漳(現在の河北省邯鄲市臨漳県の西南)の人、名は詞、字である法言を通用した。音韻学に詳しく、『切韻』五卷を編纂した。「與顔・魏諸侯」とあるように、『切韻』の編集に関わった人物としては陸法言のほか、顔之推・魏彥淵・劉臻・盧思道・李若・蕭該・辛德源・薛道衡がいる。陸法言『切韻』序参照。

中国の辞書としてはつとに後漢・許慎の『説文解字』があり、また反切法を用いて音を説明した辞書としては、南朝・陳の顧野王(五一九-五八一)『玉篇』三〇卷(原本已逸、日本に残巻が伝存。これを羅振玉が影印した『羅雪堂先生全集』所収本と、黎庶昌が『古逸叢書』に収めたものを合わせた、『原本玉篇殘卷』中華書局、一九八五年初版、二〇〇三年再版がある)があった。『切韻』は隋の仁寿元年(六〇一)に完成、漢字を平・上・去・入の四声に基づき一九三韻に分けて整理している。後の唐・宋時代の韻書の基礎となり、唐開元年間(七一二-七四一)には孫愐がこれを増補改訂して『唐韻』を編纂、のち天宝一〇載(七五二)には『唐韻』の再改訂も行われ、北宋代には陳彭年ら奉勅撰『廣韻(大宋重修廣韻)』(一〇〇八年成書)が編纂されている。この一方で、『切韻』成書ののちは、六朝の韻書の多くは徐々に失われていった。

宋・李燾撰『重刊許氏説文解字五音韻譜』(十二卷。京都大学人文研究所蔵、天啓七年世裕堂刊本ほか)の李燾序文に、北宋『廣韻』が編纂されるまでの経緯を次のように述べている。

所謂廣韻則隨仁壽初陸法言等所共纂次、而唐儀鳳後郭知玄等又附益之、時号切韻。天宝末陳州司法孫愐者、以切韻為謬略復加刊正

別為唐韻之名。

陸法言らの撰した韻書に、唐儀鳳年間に郭知玄が増益したのも『切韻』と称していたこと、また天宝末に孫愐らによる増補が行われて『唐韻』と称されたことが記されている。なお、右に引いた『重刊許氏說文解字五音韻譜』の李燾序文については、現存の諸刊本には附載されていない。ここでは宋・魏鶴山『渠陽経外雜鈔』（四庫全書本）巻一所引の文章を用いた。李燾序文を含む音韻学に関する諸文の研究については、「清代経学の研究」班「顧炎武『音論』訳注」（『東方学報 京都』第五一冊、一八七九年三月）六三六～七二三頁を参照。

『切韻』の原書は既に亡佚したが、敦煌文献の中に二十点余の抄本・刊本の残卷がある。敦煌韻書に関する研究経緯については、高田時雄「唐代韻書の発見とその意義」（同氏編『草創期の敦煌学』、知泉書館、二〇〇二年一月、二二三～二四八頁）に詳しく、敦煌本の影印としては、饒宗頤編『敦煌書法叢刊 第二卷 韻書』（二玄社、一九八四年四月）にP.2011「王仁昫刊謬補欠切韻残卷」（抄本）とP.2014「大唐刊謬補欠切韻」（印本）がまとめて掲載されており、写真も精美である。また『切韻』研究については、上田正編『切韻残卷諸本補正』（東京大学東洋文化研究所付属東洋学文献センター、東洋学文献センター叢刊第一九輯、一九七三年三月）、上田正著『切韻逸文の研究』（汲古書院、一九八四年二月）、邵榮芬『切韻研究（校訂本）』（中華書局、二〇〇八年二月）を参照。

(一六) 以て文の楷式と為す 「楷式」は、てほん、のり。

(一七) 先・仙、刪・山の類は分けて別韻と為し 『切韻』では韻母の「先」と「仙」、「刪」と「山」はそれぞれ別の音として扱われることをいう。

(一八) 属文の士は共に其の苛細に苦む 「属文」は、文章を作ること。「苛細」は、きびしく煩わしい、の意。

(一九) 国の初め、許敬宗等詳議し、其の韻の窄せまきを以て、合せて之を用いんことを奏す 「国初」は唐朝（六一八～九〇七）のはじめ。許敬宗（五九二～六七二）は杭州新城（現在の浙江省富陽市の西南）の人で、字は延族。隋の大業年間に秀才に挙げられ、唐に入ってから、李世民のもと秦王府十八学士の一人となり、実録や正史の編纂等に携わった。「韻窄」とは、『切韻』で行われている韻の分類が細かいことを述べたものである。「許敬宗等詳議」については、その具体的な内容や時期は不明だが、唐初に許敬宗らの建議によっ

て、『切韻』では区別されていた韻のいくつかを、合せて用いようという動きのあったことがうかがえる。

また、清・戴震『声韻考』巻一・宋祥符広韻には、

案、広韻字数、比法言切韻增多万四千三十六字。其二百六韻蓋法言之旧、故仍題法言撰本、而「独用」「同用」之注、則唐初許敬宗所詳議、以其韻窄奏合而用之者也。宋景惠中、就法言韻刊益、自隋仁寿元年辛酉距宋景惠四年丁未四百七年、明年大中祥符元年戊申六月五日、勅改為大宋重修広韻。

とあり、大中祥符元年（一〇〇八）に上梓された『広韻』の底本として用いられた『切韻』の文中に、許敬宗らの建議をうけて付された「独用」「同用」などの唐注のあったことを指摘している。

(二〇) 法言謂う所の「文路を広げんと欲すれば、自ら清濁皆な通ず可き」者なり 「法言所謂」とは、「文路……可通」と続く陸法言『切韻』序の文章をさす。「文路」は本来文壇をいうが、ここではひろく文章を撰することをさすか。「自可清濁皆通」については、『切韻』序ではこの前文において、「以古今声調既自有別、諸家取舍復不同。呉楚則時傷輕淺、燕趙則多涉重濁……（古今の声調の既に自ら別有るを以て、諸家取舍するに復た同じからず。呉楚は則ち時に傷だ輕淺、燕趙は則ち多く重濁に渉る……）」と、地方による音韻の違いと、それによって諸家間で音韻の判断が異なる点を述べた部分があることから、陸法言がこれらの統一を企図して『切韻』を撰したことがうかがえる。

(二一) 孫愐の徒有り、更も字書中の閑字を以て切韻に釀し、殊に文を為るの匪要を知らず、是れ陸の略なり 孫愐は唐の学者で生没年不詳。唐開元年間に『切韻』を増補して『唐韻』を撰した。「閑字」は無関係な文字、「釀」は混ぜ合わせること。「匪要」の「匪」は非・不に通じ、重要でないもの意。「陸」は陸法言の『切韻』をさす。「略」は省略。この一文から、封演が孫愐の『唐韻』をあまり評価していなかったことがわかる。

(二二) 天寶の末、平原太守の顔真卿、『韻海鏡源』二百巻を撰す 「天寶」は唐玄宗期の元号で、西暦七四二～七五六年。「平原」は現在の山東省徳州市。「太守」は州刺史。唐朝では地方行政区には州の呼称が用いられ、その長官を刺史と称したが、天寶元年二月丙申（二〇日）に、州を郡と改め、刺史を太守とするよう詔が下された。以後天寶年間にはこの「郡」および「郡太守」の呼称が用いら

れ、肅宗即位(七五六)後に、もとの州・刺史の呼称に戻された。

『韻海鏡(鑑とも)源』は、顔真卿(七〇九〜七八五)の撰した韻書で、もとは三六〇卷あったとされるが已逸。清・黃奭『黃氏逸書考』に輯本がある。「宋・留元剛『顏魯公年譜』(四部備要本『顏魯公集』巻首附。以下「魯公年譜」とする)によると、顔真卿が『韻海鏡源』を編纂したのは、彼が平原太守であった天宝一二載(七五三)の頃であり、

公自典校時、即考五世祖之推與陸法言所定『切韻』引『說文』・『蒼』(秦・李斯『蒼頡篇』、前漢・揚雄『訓纂篇』、後漢・賈鮪『滂喜篇』の三蒼)『雅』(『爾雅』)諸書、窮其訓解次、以經・史・子・集中兩字以上成句者、広而編之。以其鏡照原本無所不見、名曰『韻海鏡源』。至是與郡人渤海封紹・高贛・族弟渾等、修之成二百卷。属祿山作乱、止具四分之一。
とある。

(二三) 属ま蕃寇憑陵し 「蕃寇」は、天宝一四載(七五五)五月に勃発した安史の乱をさす。「憑陵」は侵攻のことで、乱の戦火に遭遇したことをいう。

(二四) 身を抜きて河を濟り、五十余卷を遺失す 「抜身」は身を逃れること。平原から黄河を渡って逃れたことをいう。この逃避行の際に、編纂中の『韻海鏡源』二百巻のうち四分の一にあたる五十巻を失った。顔真卿が平原城を脱して鳳翔の肅宗のもとに到ったのは、至徳二載(七五七)四月である。「魯公年譜」参照。

(二五) 広徳中、湖州刺史と為り 「広徳」は代宗期の元号で西暦七六三〜七六四年。殷亮撰「顏魯公行状」(四部備要本『顏魯公集』巻一四所収)及び「魯公年譜」では、顔真卿が湖州刺史に除せられたのは大暦七年(七七二)九月であり、着任は翌八年正月とある。「広徳中」とするのは、封演の誤りか。

(二六) 更に正経の外において、加へて子・史・釈道の諸書を入れ、撰して三百六十巻と成す 「正経」は経書。このほか諸子・歴史・仏教・道教の書物より字句を採集して、残巻となっていた一五〇巻を増益し、三六〇巻本とした。唐・殷亮『顏魯公行状』(四部備要本『顏魯公集』巻一四)は、その編纂について次のように述べている。

(大暦)七年九月拜湖州刺史。……公初在平原、未有兵革之日、著『韻海鏡源』成一家之作。始創条目、遂遇祿山之乱、寝而不修

者二十余年。及至湖州、以俸錢為紙筆之費、延江東文士蕭存・陸士修・裴澄・陸鴻漸（陸羽）・顔祭・朱弁・李莆・清河寺僧智海兼善小篆書吳士湯涉等十余人、筆削旧章、該搜群籍、撰定為三百六十卷。大凡撝法言『切韻』次其字、案經史及諸子語、撝音韻次字成句者、刊成文裁以類編。又按『倉（蒼）』『雅』及『說文』『玉篇』等、其義各注其下、謂之字脚。「韻海」者、以牢籠經史之語、依韻次之、其多如海。「鏡源」者、八体之本、究形声之義、故曰「鏡源」。綿亘數載、其功乃畢。表奏上之。有詔付所司藏之於書府、大抵求經史撰集篇賦、利於後字焉。

字順は『切韻』に従い、『三蒼』や『爾雅』などを参照して注を加えていたことが述べられている。

(二七) 其の書は陸法言の『切韻』より外、増して一万四千七百六十一字を出す 封演の上文に『切韻』は一万二千一百五十八字とあることから、『韻海鏡源』三六〇巻に収載された文字は、ここに一万四千七百六十字を加えて、二万六千九百九十九字となる。

(二八) 先に『說文』起り篆字を為り、次で今文の隸字を作り、仍お別体を具えて証と為し、然る後に、注するに諸家の字書を以てす ことから、『韻海鏡源』が篆書・隸書・別体を基本として、更に諸字書を注として付載した、いわゆる字書であったことがわかる。顔氏は代々訓詁と書字を家字としており、顔真卿の曾祖父の兄・顔師古に『顔氏字樣』（已逸）、叔父・顔元孫に『干祿字書』一卷（『叢書集成初編』『說郭』『小学彙函』『後知不足齋叢書』等に所収）があった。『干祿字書』は収録字数一六五八字、文字を韻によって配列し、字ごとに正字・俗字・通用字の三体、または正字・俗字の二体に分けて解説している。真卿の『韻海鏡源』の編集が、こうした先代の仕事を承けたものであったことは明らかであろう。

(二九) 解釈既に畢らば、九經の両字以上を徵め、其の句末の字を取りて本韻に編入す 「九經」は、易經・書經・詩經・周礼・儀礼・礼記・春秋左氏伝・春秋公羊伝・春秋穀梁伝。經書より二字以上の語句を選び、末字の韻に基づいて、文字解釈の末尾に附していたようである。

(三〇) 『声韻』有りて自り以来、其の撰述の該ね備ること、未だ顔公の此の書の如きは有らざるなり 字体のほか、用例となる經書の字句を収載するなど、顔真卿の『韻海鏡源』がそれまでの韻書にはない編集方法を採用したことについて、封演が高く評価していたことがうかがえる。

(三二) 大暦二年、入りて刑部尚書と為り、銀台門に詣りて之を進上す。「魯公年譜」によれば、顔真卿が中書侍郎楊綰の推薦によって刑部尚書に抜擢され入朝したのは大暦二二年の八月である。『顔魯公集』卷一七・顔真卿刑部尚書告身には八月甲辰(二五日)とし、『忠義堂帖』上・顔真卿制授刑部尚書告身では丁未(二八日)とする。いずれにしても、本文に「大暦二年」とあるのは「大暦十二年」の誤り。また湖州刺史時代に完成させた『韻海鏡源』三六〇巻を朝廷に献上したのは、この年の十一月である。「銀台門」は長安大明宮の西側にある大門。

(三三) 勅宣を奉りて秘閣に付し、絹五百疋を賜る。「秘閣」は禁中の藏書所で、唐朝では秘書省が管理した。「疋」は織物の長さの単位で、一疋は四丈(唐尺では一二・四四メートル)となる。

【現代語訳】

〔南朝齊の〕周顒は体語を為ることを好んだ。〔文字の音を〕反切を用いて説明するには皆な紐(声母)があり、紐(衍字か)には平・上・去・入の違いがある。齊の永明中、沈約はことに詩文に優れており、大いに音律を解説して、『四声譜』を撰した。文章の禁忌とされる八病には、平頭・上尾・蜂腰・鶴膝などがある。思うに、靈均(屈原)以来、このような作詩における禁忌を説明した書物はなかった。当時の王融・劉綰・范雲らは、みな才子であることを自負しており、「沈約の『四声譜』を」尊んでこれを広め伝えた。これ以後、中央地方を問わず、文学者たちはますますこれを祖述するようになり、声韻の学は大いに盛行したのである。昔は詩を作ること、情趣を〔世の中に〕通わせ、ひろく教化を進めるためであり、字句の韻にこだわることは、さして重要なことではなかった。このため詩文には本来の精神が宿り、その心や詞は完全なものとなっていたのである。『詩』・『騷』以降はこのようであった。しかし作詩の際の禁忌が言われるようになってからは、ともすれば規制があるために、文章本来の形は壊れてしまった。隋朝の陸法言は、顔之推・魏彦淵ら諸公と南北の音を整理して、『切韻』を編纂した。凡そ一万二千一百五十八字を集めて、作文の規範とした。しかし先・仙・刪・山などは、別韻とされており、文章家たちはみなその苛細に苦しんだ。国(唐)の初め、許敬宗らは詳議して、『切韻』の韻の窄い部分については、それらを合せて用いることを奏上した。法言が「文学を世に広げようとするのであれば、清・濁の音韻は通用されなけ

ればならない」と述べていたことである。その後、孫愔なる者が出て、字書中の無関係な文字を『切韻』に編入し〔て『唐韻』を編纂し〕たが、撰文についての要不要を全く理解しておらず、陸方言の『切韻』を略した〔だけの〕ものである。天宝の末には、平原太守の顔真卿が『韻海鏡源』二百巻を編纂したが、完成しないうちに安史の乱が起きた。彼は戦地を逃れて黄河を渡ったが、その際、五十余巻を失ってしまった。〔真卿はその後〕広徳中に湖州刺史となり、これに補修を加えた。経書のほかに、子・史・釈・道の諸書より〔字句〕を加え入れて、三百六十巻を撰した。これは陸法言の『切韻』に比べて、一万四千七百六十一字多い。まず『説文』から篆字を、次に今文の隸字を、更に別体を加えて説明しており、その後、諸家の字書より注を加えている。文字解釈の後には、九経から両字以上〔の字句〕を集め、末字の韻に基づいて、その韻の部分に編入している。諸書を引用する場合は、すべてこの書が模範とされた。『声韻』以後の諸書で、これほど編集が完備されたものは、顔公のこの書以外にはない。大暦二年（十二年の誤り）に、入朝して刑部尚書と為り、銀台門に詣りこの書物を献上した。〔代宗皇帝より〕勅宣があつて、秘閣に所蔵されることとなり、絹五百疋を賜つたのである。

（江川 式部）